

令和5年分 源泉徴収税額表

この源泉徴収税額表は、令和5年分の給与等について使用するものです。
なお、この税額表の税額は「令和4年分源泉徴収税額表」の税額と同じです。

【復興特別所得税について】

平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に生ずる所得については、源泉所得税を徴収する際、復興特別所得税を併せて徴収し、源泉所得税の法定納期限までに、源泉所得税と併せて納付しなければならないこととされています。

この税額表の税額には復興特別所得税相当額が含まれています。

◇ 給与所得の源泉徴収税額表（月額表）	《1ページ》
◇ 給与所得の源泉徴収税額表（日額表）	《8ページ》
◇ 賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表	《15ページ》
◇ 源泉徴収のための退職所得控除額の表	《17ページ》
◇ 課税退職所得金額の算式の表	《17ページ》
◇ 退職所得の源泉徴収税額の速算表	《18ページ》
◇ 電子計算機等を使用して源泉徴収税額を計算する方法を定める財務省告示（別表第一～別表第四）	《18ページ》
◇ 給与所得の源泉徴収税額の求め方	《19ページ》
◇ 退職所得の源泉徴収税額の求め方	《23ページ》
◇ 納付書の記載のしかた	《25ページ》

（注） この「源泉徴収税額表」は令和4年7月1日現在の所得税法等関係法令の規定に基づいて作成してあります。

【源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税の納期限】

- 納期の特例の承認を受けていない場合
給料や報酬などを支払った月の翌月10日
- 納期の特例の承認を受けている場合（給与など特定の所得に限ります。）
1月から6月までの分…………… 7月10日
7月から12月までの分…………… 翌年の1月20日

- ※1 納期限までに、e-Taxを利用するか又は最寄りの金融機関若しくは所轄の税務署で忘れずに納付してください。
- 2 上記の10日又は20日が日曜日、祝日などの休日や土曜日に当たる場合には、その休日明けの日が納期限となります。
- 3 納期限までに納付がない場合には、加算税や延滞税を負担しなければならないことがあります。

年末調整手続の電子化について

年末調整の際、従業員は、保険会社等から保険料控除証明書等をデータで受領し、そのデータを一定のシステム^(注)にインポートして作成した保険料控除申告書等データを給与等の支払者に提出することができます。

給与等の支払者はこの保険料控除申告書等データを利用することにより、各種控除額の検算、控除証明書等の添付確認などの事務を削減できます。

詳しくは、国税庁ホームページの「年末調整手続の電子化に向けた取組について」をご覧ください。

(<https://www.nta.go.jp/users/gensen/nenmatsu/nencho.htm>)

（注） 国税庁が提供する「年末調整控除申告書作成用ソフトウェア」の利用が可能です。



「年末調整手続の電子化
に向けた取組について」



この社会あなたの税がいきている

法人番号 7000012050002